



2025年 7 月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 豊 和 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 権 藤 淳
(コード番号 8559福証)
問 合 せ 先 取 締 役 浜 野 法 生
(TEL 097-534-2611)

D種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

株式会社豊和銀行（取締役頭取 権藤 淳）（以下、「当行」といいます。）は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催の第107回定時株主総会で決議された資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、株式会社整理回収機構にお引き受けいただいております公的資金に係るD種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）に関して、下記の通り、会社法第168条第1項、第169条第1項及び同条第2項並びに当行D種優先株式発行要項第14項の規定に基づき、本優先株式の一部を自己株式として取得のうえ、会社法第178条に基づき、取得した本優先株式の全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本優先株式の取得については、事前に関係当局のご承認をいただいております。

記

I. 自己株式（本優先株式）の取得及び消却について

1. 取得及び消却の理由

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、株式会社整理回収機構に対して、本優先株式を発行しております。

当行は、本優先株式の発行以降、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に掲げ、地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援により一層取り組み、経営基盤の強化に努め、地域金融機関としての責務を果たすことを目指して参りました。

本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2029年4月1日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、本優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、内部留保の更なる充実等本優先株式の確実な償還に向け取り組んでまいりましたが、今回、償還に向けた取り組みの一つとして本優先株式の一部を取得し、取得した本優先株式の全部を消却することといたしました。

2. 自己株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類	D種優先株式
(2) 取得する株式の総数	700,000株 (発行済D種優先株式総数に対する割合 43.75%)

(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 1株あたりの取得価額	D種優先株式1株当たり10,059.917円 (注) D種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、経過D種優先配当金相当額(以下に定義する。)を加えた額 ※「経過D種優先配当金相当額」とは、下記(7)記載の取得予定日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得予定日(同日を含む。)までの日数にD種優先配当金(以下に定義する。)の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、取得予定日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ※「D種優先配当金」とは、D種優先株式の払込金額相当額に、D種優先配当年率(以下に定義する)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。 ※「D種優先配当年率」は、2014年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、以下の算式にて算出される。 $\text{D種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(12ヶ月物)} + 0.95\%$ なお、2014年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全銀協TIBOR運営機関(ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、D種優先配当年率は8%とする。
(5) 株式の取得価額の総額	7,041,941,900円
(6) 取得先	株式会社整理回収機構
(7) 取得予定日	2025年8月1日(金)

3. 自己株式の消却の内容

(1) 消却する株式の種類	D種優先株式
(2) 消却する株式の総数	700,000株 (取得したD種優先株式の全部)
(3) 消却予定日	2025年8月1日(金)

なお、上記自己株式の消却については、2.により本優先株式が取得されることが条件となります。

4. 自己資本比率への影響

本件は、当行単体自己資本比率(令和7年3月末現在10.67%)に対し2.11%程度の低下要因となる見込みです。

以 上